

答申第 224 号

平成 17 年 2 月 7 日

神奈川県教育委員会
委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 5 月 2 日付けで諮問された教職員組合との覚書等不存在の件(諮問第 187 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、次に掲げる文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

- (1) 神奈川県教育委員会側と神奈川県教職員組合の間で結んだ昭和48年2月25日付けの覚書又は協定書
- (2) 「公立学校教職員の勤務中に行われる組合活動及び教研集会参加は職務専念義務免除扱い」とすることを、神奈川県教育委員会が「よし」と判断する根拠の文書
- (3) 「公立学校教職員が勤務中に行われる組合活動及び教研集会参加に対し給与返還を求めない」ことを、神奈川県教育委員会が「よし」と判断する根拠の文書
- (4) 「公立学校教職員が勤務中に行われる組合活動及び教研集会参加に対し給与返還を求めない」ことを、神奈川県教育委員会が「よしとしない」と判断する根拠の文書

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成13年3月30日付けで、神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に対して、次に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。

ア 県教育委員会側と神奈川県教職員組合（以下「県教組」という。）の間で結んだ昭和48年2月25日付けの覚書又は協定書（以下「本件覚書等」という。）

イ 「公立学校教職員の勤務中に行われる組合活動及び教研集会参加は職務専念義務免除扱い」とすることを、県教育委員会が「よし」と判断する根拠の文書（以下「本件職専免文書」という。）

ウ 「公立学校教職員が勤務中に行われる組合活動及び教研集会参加に対し給与返還を求めない」ことを、県教育委員会が「よし」と判断する根拠の文書（以下「本件肯定文書」という。）

エ 「公立学校教職員が勤務中に行われる組合活動及び教研集会参加に対し給与返還を求めない」ことを、県教育委員会が「良しとしない」と判断する根拠の文書（以下「本件否定文書」という。）

(2) これに対し、県教育委員会は、平成 13 年 4 月 13 日付けで、本件行政文書を作成又は取得していないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。

(3) 不服申立人は、平成 13 年 4 月 13 付けで県教育委員会に対して、行政不服審査法第 4 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるといふ趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 県教育委員会が本件行政文書を管理していないとして公開を拒んだ処分及びその理由は誤りであり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

(2) 本件覚書等について昭和 48 年 2 月 25 日を特定した理由は、給与付きで教職員が研修会に参加したことに関して給与の返還請求の裁判を行っている特定の市議会議員からもらった資料の中に、この日付が記載してあったからである。他の覚書や協定書は残っているのに、この文書だけ存在しないのはおかしい。

4 実施機関（教育庁管理部教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件覚書等について

昭和 48 年 2 月 25 日以外の日締結された覚書又は協定書は、既に不服申立人に公開されている。昭和 48 年 2 月 25 日に締結された覚書又は協定書としては、他市町村の教育委員会と県教組以外の組合との間に締結された覚書又は協定書があるが、これについては不服申立人に既に情報提供している。しかし、県教育委員会と県教組との間に締結された覚書又は協定書は存在しないため、公開拒否の決定をした。

(2) 本件職専免文書について

請求趣旨を踏まえて、不服申立人に対して、勤務中に行われる組合活動及び教育研究集会参加並びにそれらの職務専念義務免除扱いに関して通知した、平成 12 年 6 月 16 日付け通知「教職員の勤務におけるサービスの厳正な取扱いについて」(以下「サービス通知」という。)を情報提供したが、それ以外の文書を実施機関が作成又は取得をしていないため、本件職務専免文書について公開拒否の決定をした。

(3) 本件肯定文書及び本件否定文書について

内部調査の結果でも給与返還請求の対象となる問題事例がなく、給与返還請求の事実もないことから、本件肯定文書及び本件否定文書は存在せず、公開拒否の決定をした。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書の存否について

ア 本件覚書等について

本件覚書等について、実施機関は、昭和 48 年 2 月 25 日以外の日に関東教育委員会と県教組との間で締結された覚書又は協定書を、不服申立人に既に公開しており、昭和 48 年 2 月 25 日に関東教育委員会と県教組との間で締結された覚書又は協定書は存在しないため、公開拒否とした旨説明している。

不服申立人は、昭和 48 年 2 月 25 日を特定した理由として、給与付きで教職員が研修会に参加したことに関して給与の返還請求の裁判を行っている特定の市議会議員からもらった資料の中に、この日付の記載があったことを挙げている。一方、実施機関は、昭和 48 年 2 月 25 日に締結された覚書又は協定書としては、他市町村の教育委員会と県教組以外の組合との間に締結された覚書等があるが、これについては不服申立人

に既に情報提供していると説明している。

当審査会で、実施機関が情報提供した覚書等を見分したところ、当該文書は、県教組ではない特定の教職員組合と3市1町の教育委員会との間で昭和48年2月25日に結ばれた教職員の勤務時間等に関する覚書及び了解事項（以下「3市1町覚書」という。）であることが認められる。本件公開請求の内容は、県教育委員会と県教組との間で締結された覚書又は協定書であり、3市1町覚書が本件公開請求の対象文書とならないことは明らかである。

また、昭和48年2月25日以外の日に関係機関と県教組との間で締結された覚書等について実施機関が不服申立人に既に公開していることや、他に実施機関の説明に反する特段の事情は認められないことから、本件覚書等を作成又は取得していないため、存在しないとする実施機関の説明は、首肯できる。

イ 本件職専免文書について

実施機関は、本件職専免文書について、請求趣旨を踏まえて、不服申立人に対して、勤務中に行われる組合活動及び教育研究集会参加並びにそれらの職務専念義務免除扱いに関して通知した服務通知を情報提供したが、それ以外の文書は作成又は取得していないため、公開拒否とした旨説明している。

服務通知以外に本件職専免文書が存在するとの事情は認められないことから、本件職専免文書としては、服務通知のみが該当すると解されるが、不服申立人に対して既に情報提供されていることから、実施機関が本件公開請求の対象外と判断したことは、不合理であるとはいえない。

ウ 本件肯定文書、本件否定文書について

本件肯定文書、本件否定文書においては、給与返還に対する実施機関の判断が問題となっているが、実施機関による内部調査の結果、給与返還の対象となる問題事例が認められず、給与返還に対する判断を実施機関が行うまでもなかったために、本件肯定文書及び本件否定文書を作成又は取得していないと実施機関は説明しており、他に実施機関の説明に

反する特段の事情は認められないことから、本件肯定文書及び本件否定文書を作成又は取得していないとの実施機関の説明は、不合理であるとまではいえない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 5 月 2 日	諮問書を受理
5 月 10 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 5 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月 18 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 11 月 22 日 (第 40 回部会)	審議
12 月 13 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
平成 17 年 1 月 6 日 (第 42 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
金子正史	同志社大学教授	部会員
沢藤達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木敏子	横浜国立大学教授	
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会）	部会員
玉巻弘光	東海大学教授	
千葉準一	東京都立大学教授	会長職務代理者
堀部政男	中央大学教授	会長 (部会長を兼ねる)

(平成17年2月7日現在)(五十音順)